

令和 6 年度 保育所等利用調整指数表

1 基本指数 (※ 1)

番号	保育事由	保護者 (父、母、養育者等) の状況		基本指数	
1	就労	【外勤・自営で時間短縮制度を利用する場合】 復職時に育児に伴う時間短縮制度を利用する場合、原則雇用契約上の勤務時間 (時間短縮制度利用前の時間) で利用調整します。ただし、時間短縮制度利用後に勤務時間が 1 日実働 6 時間未満になる場合や、勤務日数が減少する場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間・日数で利用調整します。入所内定後に時間短縮制度を利用し、利用調整時の基準を下回っていることが判明した場合は、内定の取消 (入所後の場合は退所) となるため、ご注意ください。			
		外勤・自営 (中心者)	1 日実働 4 時間以上かつ月 20 日以上	月 140 時間以上の就労を常態とする場合	10
				月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする場合	9
				月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合	8
				月 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合	7
		※ 2	上記以外	月 112 時間以上の就労を常態とする場合	9
				月 96 時間以上 112 時間未満の就労を常態とする場合	8
				月 80 時間以上 96 時間未満の就労を常態とする場合	7
				月 64 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	6
		自営 (協力者)	1 日実働 4 時間以上かつ月 20 日以上	月 140 時間以上の就労を常態とする場合	9
				月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする場合	8
				月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合	7
				月 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合	6
		※ 2	上記以外	月 112 時間以上の就労を常態とする場合	8
				月 96 時間以上 112 時間未満の就労を常態とする場合	7
				月 80 時間以上 96 時間未満の就労を常態とする場合	6
月 64 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	5				
内職等	1 日実働 4 時間以上かつ月 20 日以上	月 140 時間以上の就労を常態とし、直近 3 か月の平均月収が 2 万円以上である場合	6		
		月 80 時間以上 140 時間未満の就労を常態とするし、直近 3 か月の平均月収が 2 万円以上である場合	4		
	1 日実働 4 時間以上かつ月 16 日以上 19 日以下	月 112 時間以上の就労を常態とし、直近 3 か月の平均月収が 2 万円以上である場合	5		
		月 64 時間以上 112 時間未満の就労を常態とするし、直近 3 か月の平均月収が 2 万円以上である場合	4		
※ 2	上記以外	月 64 時間以上の就労を常態とする場合	3		
2	出産	出産予定日の前 6 週間のかかる月初めから後 8 週間のかかる月末		6	
3	疾病・障害	疾病	入院	長期の入院期間中	11
			在宅	常時病臥	10
		心身障害	重度	一般療養 重 度：常時安静又は通院頻度の高い場合	8
			その他	一般療養 その他：上記以外	6
4	介護・看護 ※ 3	最 重 度	施設等にて日中看護・心身障害者 (児) の通所等	9	
		重 度	居宅において常時看護及び通院介助	7	
		軽 度	看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	5	
5	災害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合		11	
6	求職活動	求職活動 (起業の準備を含む) を継続的に行っている場合		2	
7	就学・技能取得	1 日 4 時間以上かつ月 20 日以上	月 140 時間以上の就学を常態とする場合	7	
			月 80 時間以上の就学を常態とする場合	6	
		1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上 19 日以下	月 112 時間以上の就学を常態とする場合	6	
			月 64 時間以上の就学を常態とする場合	5	
※ 2	上記以外	月 64 時間以上の就学を常態とする場合	4		
8	その他	障がい児保育を申し込んでいる児童の保護者 (就労等の要件がない方)		7	
		行方不明、拘禁等		11	

※ 1 主たる保護者 2 名分を基本指数とします。ひとり親世帯は、親の指数 + 10 とします。

※ 2 自営には農業を含みます。

※ 3 月 64 時間以上介護または看護することを常態としている場合に限りです。

(上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行います。)

令和 6 年度 保育所等利用調整指数表

2 調整指数

番号	世帯の状況	調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯(就労を要件とする場合)	+5
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(特に自立の促進が必要な場合)	+5
3	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(上記以外の場合)	+4
4	保護者が産後休暇及び育児に伴う休業明けの世帯(産後休暇及び育児休業を取得している勤務先に復職せず、退職・転職する場合は除く。また、番号7、9、11、12、13と併用不可)	+3
5	双子が同じ市内の保育所等に新規入所・転所希望する場合(三つ子以上は、人数が増える毎に1点加算)	+2
6	兄弟姉妹がすでに入所している市内の同じ保育所等へ新規入所・転所希望する場合(同施設での認定区分変更者を除く)	+3
7	認定こども園や幼稚園等の教育部分から保育所等の保育部分へ新規入所希望する場合(番号4、13と併用不可)	+2
8	小学校3年生までの児童が2人いる世帯	+1
	小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	+2
9	現在入所している市内の保育所等から市内のその他の保育所等へ転所希望をする場合	+2
10	年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園し引き続き保育を希望する場合 ※1	+10
11	本市より広域入所にて委託している児童が市内の保育所等へ転所希望する場合	+3
12	転入予定で、転入前の市町村において申込児童が市外の保育所等に入所している場合(育児に伴う休業中以外で、認可外保育施設を月64時間以上利用している場合を含む)(番号4と併用不可)	+2
13	現在、就労等により認可外保育施設を月64時間以上利用している場合(転入予定者を除く)(番号4、7と併用不可)	+3
14	保護者が重度の障害、疾病等を理由として長期入院しているなどの場合	+3
15	保護者がともに心身に障害を有する場合(重度)	+3
16	保護者がともに心身に障害を有する場合(その他)	+2
17	申込児童が心身に障害を有する場合(重度)	+2
18	申込児童が心身に障害を有する場合(その他)	+1
19	申込児童が里親によって養育されている場合(里親の実子を除く) ※2	+1
20	本来の生計の主宰者が失業中の場合(ひとり親家庭を除く)	+2
21	保護者が自営もしくは農業で、税務署への確定申告書の写し等事業の内容を証明する書類の提出がない世帯 ※3	-2
22	保護者が現在求職中で就労予定(内定)の世帯	-2
23	保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者が求職活動中または就労証明書等が未提出の場合 ※4	-2
24	利用者負担額を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯	-10

(備考)

- ① この保育所等利用調整指数表は、令和6年度用です。利用調整指数表の内容は年度ごとに改定する場合があります。
 - ② 保育所等における保育を希望する期間に入所・転所の意思がない場合、指数は考慮しません。
 - ③ 入所基準指数(基本指数+調整指数)が同点の場合は、次の(1)～(11)の順に利用調整します。
 - (1) 当該年度内に利用案内(内定)を辞退していない世帯
 - (2) ひとり親世帯
 - (3) 「基本指数者のうち指数が低い保護者」の基本指数の高い世帯
 - (4) 「保護者の合計勤務時間(休憩時間含む)」の時間が長い世帯
 - (5) 保護者のうち、「勤務時間(休憩時間含む)が短い保護者」の時間が長い世帯
 - (6) 保護者のうち、「勤務時間(休憩時間含む)と通勤時間を合計した時間が短い保護者」の時間が長い世帯
 - (7) 兄弟姉妹申込の状況
 - (8) 単身赴任世帯
 - (9) 産後休暇・育児に伴う休業を取得している世帯で、入所月に復職予定の世帯
 - (10) 祖父母の状況
 - (11) 保護者の市区町村民税所得割課税額の合計が低い世帯
 ※保育所等の希望順位は、入所基準指数及び上記(1)～(11)では考慮しません。
 - ④ 「保育所等」とは、市が認可している保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業及び南総持寺保育園を指します。
 - ⑤ 現在休業中または就労開始予定で、茨木市内の保育所等(待機児童保育室及び企業主導型保育施設を含む)にて月20日かつ週30時間以上もしくは週5日かつ1日6時間以上勤務予定の方は、優先的に利用調整します(随時申込の転所希望は除く)。
- ※1 「年齢上限のある市内の保育施設等」とは、たんぼぼ bambi 保育園、彩都敬愛保育園(令和2年度以前に入所した者に限る)、さくらんぼこども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠のみ)及び待機児童保育室みらいを指します(企業主導型保育施設及びその他の認可外保育施設は加算対象外)。なお、転所決定した保育所等を辞退した場合は、番号10の加算を取り消して利用調整します。
- ※2 「里親」とは、児童福祉法第6条の4に規定する里親を指します。
- ※3 令和5年以降に開業し、確定申告をしていない場合は、開業届の写し等の提出が必要です。また、自営協力者に該当する場合、協力者としての名前の記載があり、内容を証明する書類の提出が必要です。
- ※4 「就労証明書等が未提出の場合」には、月64時間以上就労している等の保育認定の要件に該当しない場合や、保護者以外の同居者が育児に伴う休業中の場合を含みます。